

見積書の内訳書

作成者

会社印

(単位：円)

①+②	見積書記載金額（税抜）	
-----	-------------	--

1. 太陽光発電設備

区 分	費 目	細 分	内 容	金額（税抜）
設 備 費	設 備 費			
工 事 費	本 工 事 費 （直接工事費）	材 料 費		
		労 務 費		
		直 接 経 費		
	本 工 事 費 （間接工事費）	共通仮設費		
		現場管理費		
		一般管理費		
	附 帯 工 事 費			
	機 械 器 具 費			
	測 量 及 び 試 験 費			
補助対象外の経費				
①	小 計			

2. 蓄電池

区 分	費 目	細 分	内 容	金額（税抜）
設 備 費	設 備 費			
工 事 費	本 工 事 費 （直接工事費）	材 料 費		
		労 務 費		
		直 接 経 費		
	本 工 事 費 （間接工事費）	共通仮設費		
		現場管理費		
		一般管理費		
	附 帯 工 事 費			
	機 械 器 具 費			
	測 量 及 び 試 験 費			
補助対象外の経費				
②	小 計			

3. 蓄電池の単価について

蓄電池 1 kWhあたりの単価 [蓄電池の補助対象額(税抜)÷定格容量] ※1円未満切上	
単価を125,000円以下とすることが困難な理由	

【留意事項】

- ・ 内訳書は見積書の作成者が作成してください。
- ・ ①小計と②小計の合計金額（税抜）が見積書記載金額（税抜）と一致すること。
- ・ 太陽光発電設備、蓄電池の共通経費は、任意の方法でそれぞれの内訳に配分してください。
- ・ 見積書が補助対象設備に係る単独の見積書でない場合は、「補助対象外の経費」の欄に主な内容と金額（税抜）を記入してください。
- ・ 値引きがある場合は、値引き後の金額（税抜）で作成してください。
- ・ 蓄電池の単価については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」及び本補助金の交付要綱において1kWh当たり125,000円以下となるよう努めることとし、これが困難と認められる場合に155,000円を上限とすることができるとしていますので、困難な場合は、その理由を具体的に記入してください。